

長野県建設部長  
新田 恭士 様

# 提 言 書

令和7年3月11日  
長野県コンクリート補修・補強協会

## 提 言 事 項

平素より当協会の活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、コンクリートの補修・補強技術の向上を目的に平成16年に発足しました。現在県内58社の会員で構成され、研修会や現場見学会等、積極的な活動を展開しています。また、「信州橋梁メンテナンス支援協議会」の構成団体として、橋梁MAE養成講座等、協議会が行う事業にも参画しています。

さて、『道路メンテナンス年報（令和6年8月）』によれば、長野県が管理する橋梁は、過年度の法定点検（1巡目～2巡目）における判定区分Ⅲの橋梁が29%（全国平均9%）で、およそ3橋に1橋は「早期に対策が必要な橋梁」となっています。令和8年度を初年度とする「国土強靱化実施中期計画」の策定にあたり、十分な事業規模と予算を確保するとともに、人材育成、ICT技術の導入等を積極的に進め、「予防保全型への転換」を目指してインフラの補修・補強対策を加速化することが必要であると考えます。

また、補修・補強事業は、国土強靱化やインフラ長寿命化等、今や従来の改築系事業に並ぶ重点施策として国庫支出金を含めた多くの予算が投入される状況となっています。補修・補強事業は、劣化原因や損傷状況の見極め、的確な工法選定や施工管理等、高度な技術力を要しますが、技術者が適正に評価されていない実態があり、改善を提言してきたところです。

昨年、優良技術者の選定方法を「発注機関の推薦方式」に変更し、令和7年度表彰から適用することが示されました。また、工事成績評定の考査項目運用について、管理項目や基準の考え方を別途定める等、工種による不公平を解消する見直しが行われ、令和6年4月から運用されています。

これらの見直しにより技術者が適正に評価され、モチベーション向上や人材確保等、実効性あるものとなるよう期待するところです。

また、補修・補強事業は不可視部分の損傷状況等により、仮設や工法、数量等の変更が多々生じます。変更の内容によっては、予算確保や工期延長が困難な場合もあり、工事の完結に苦慮するケースも見受けられます。

国は品確法に基づく多様な入札契約制度の導入・活用を推奨しています。

設計段階から施工者の技術協力や専門性を活用する契約方法（ECI、DB 等）を試行し、迅速で効率的な事業推進に取り組むべきと考えます。

県は平成30年「信州橋梁メンテナンス支援協議会」を立ち上げ、橋梁 MAE の養成や道路管理者の技術支援に取り組んできました。当協会も協議会の構成団体として、この取り組みに全面的に協力してきたところです。橋梁 MAE の認定登録者が500名を超える中、今後は、認定登録者の活用や、スキルアップを目指した診断分野等への展開が必要であると考えます。

以上の点を踏まえて、下記事項について要望しますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- (1) 令和8年度を初年度とする「国土強靱化実施中期計画」の策定にあたり、十分な事業規模と予算を確保するとともに、人材育成、ICT 技術の導入等を積極的に進め、インフラの補修・補強対策を加速化すること。
- (2) 優良技術者表彰制度における技術者の選定方法や工事成績評価における考査項目の運用見直し等により、補修・補強事業に携わる技術者が適切に評価され、実効性あるものとなるよう引き続き取り組むこと。
- (3) 補修・補強事業において、設計段階から施工者が関与し技術協力を行う ECI 方式や設計施工一括方式（DB）、発注後に詳細な調査・設計を行う概算発注方式等、多様な入札契約方式を試行すること。
- (4) 橋梁 MAE を活用した具体的な取組みを推進すること。
  - ①小規模橋梁の点検と診断及び維持補修工事の包括的業務への活用
  - ②橋梁モニター等日常的な監視活動への活用

長野県コンクリート補修・補強協会  
会長 窪田 雅 則